

## 第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、本校の教育目標の達成を目指し、児童が安心して充実した学校生活を送るために定めたものです。

## 第2章 学校生活に関すること

（服装）

第2条 黒・紺の上着・ズボンまたはスカートを基準服とします。

スカートはひざにかかる程度の長さにしましょう。

衣替えの期間は、5月1日～6月1日、10月1日～11月1日が基準です。

第3条 安全帽を着用しましょう。

第4条 名札は、登下校中はつけず、学校でつけ、下校時には、校内で保管します。キーホルダーなどは服につけません。

第5条 通学靴は、ラインやマークも含め白色の運動靴です。（ハイカット、厚底靴は不可）踵を踏みつぶしません。

第6条① 上着の下には、白いカットソー・ブラウス・ポロシャツを着用します。肌着は華美でないもので、ソックスは白・紺・黒の無地を基準とします。（ライン入りやニーハイ、くるぶしまでの短いソックスは不可）

② 体操服は原則学校指定のものです。

第7条 髪は染めたり、パーマをかけたりしません。また、一部だけ長く伸ばしたり、短くしたりしません。肩にかかる場合、黒、紺、茶色の飾りのないゴムで束ねます。髪留めは、派手なものは使いません。（シュシュは不可）

眉毛はそったり、いじったりしません。

第8条 冬季もなるべく半ズボンやスカートですごしましょう。基準服の下に黒・紺・グレー・白の無地のベストまたはセーターを着用してもよいです。（タートルネックは不可、丈は基準服から出しません）体調の悪いときは、防寒着を着用してもよいです。（その際は、保護者が電話連絡や連絡ノート等で必ず担任に連絡してください。）体調の悪い時、寒い時には、男女共に、紺または黒を基調としたズボンを着てもよいです。ジャージでもよいですが、シャカシャカ音がするような素材は不可です。また、ジーンズも不可です。（使用する際は、保護者が電話連絡や連絡ノート等で必ず担任に連絡してください。）（常時換気が必要な期間に限る）マフラーやネックウォーマー、手袋は登下校中は使用できません。カイロは、体調不良等の場合で、保護者からの申請があれば持参してもよいです。

第9条 服装や髪型が乱れている児童については、担任と生徒指導主事が連携して個別指導を行い、改善が見られない時には、保護者の協力を求めます。

（登下校）

第10条 登校時は通学班別の集団登校をします。

第11条 忘れ物をしても取りに帰りません。

第12条 下校は、原則以下の通りですが、必要に応じて一斉下校を行うこともあります。

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
月曜日	14：40グループ下校			15：30学年下校		
火・金曜日	14：40グループ下校		15：30学年下校			
水曜日	14：20グループ下校			15：05学年下校		

木曜日	14:40 学年下校	15:30 学年下校
-----	---------------	------------

- 第13条 定期的に班長会を行い、登下校の様子について振り返る機会を設けています。
- 第14条 登校時間は、8時10分までです。教室で着席します。
- 第15条 欠席・遅刻・早退の場合は、8時10分までに、保護者が連絡ノートや電話で学校に連絡してください。
- 第16条 登校後、許可なく校外に出るはいけません。ただし、特別な理由で早退等するときは、保護者が担任に連絡し、学校長の許可を得て保護者の迎えで早退できます。

#### (持ち物)

- 第17条 学習活動に必要でないものは、持参しません。
- 第18条 筆箱の中は、鉛筆・消しゴム・ものさし・赤鉛筆を入れましょう。その他に必要なものは、担任から児童に指導します。(名前ペン、コンパス、青鉛筆など)
- 第19条 友達どうして、物をあげたりもらったりしてはいけません。
- 第20条 防犯ブザーを携帯し、キーホルダーやマスコットなどはつけません。(お守りを持つ場合は、ランドセルのポケットに入れておきましょう。)
- 第21条 携帯電話は、特別に事情があり、真に必要な場合は、保護者が校長に持ち込み許可を申請してください。学校では登校時に電源を切ってから管理職が預かり、下校時に児童に返却します。

#### (校内での生活)

- 第22条 生活目標を徹底できるように全教職員で指導します。
- 第23条 廊下・階段は、右側を歩きましょう。
- 第24条 校舎への入り口は児童玄関です。放課後は正面玄関を使います。
- 第25条 休憩時間や放課後、休日などに学校の校庭で遊ぶときは、駐車場や立ち入り禁止区域へ立ち入ってはいけません。

#### (校外での生活)

- 第26条 用事がないのに、店に行きません。友達の買い物について入りません。
- 第27条 子どもだけでゲームセンターに行ってはいけません。
- 第28条 店での買い物は、他の人に迷惑をかけないようにしましょう。
- 第29条 危険場所に行ったり、危険な遊びをしたりしません。
- 第30条 町内放送までには家に帰ります。(4月～9月 18:00 10月～3月 17:00)
- 第31条 知らない人には、ついて行きません。声をかけられても近づいたりついて行ったりしません。一人で出歩かないようにしましょう。また、必要に応じて防犯ブザーを携帯しましょう。
- 第32条 休みの日には学校の一輪車を使いません。
- 第33条 一般道路では、インラインスケートやキックボード、一輪車などに乗ってはいけません。
- 第34条 自転車は、交通安全教室の受講を済ませた4年生以上で、保護者の許しを得た児童が下校後に乗ることができます。学校内は、決められた場所(児童玄関前、正門横の鉄道記念物の前)に自転車を押して移動し置きます。1～3年生の自転車練習は、保護者指導のもとで行い、子どもだけで一般道路で乗りません。
- 第35条 大人がいないときに電話がかかっても、お家の人の代わりに答えません。また、クラスの名前や住所、電話番号を言ってはいけません。
- 第36条 校区外には、子どもだけで行ってはいけません。
- 第37条 町の施設を利用するときは、他の人の迷惑にならないように気をつけ、自分たちだけが使うことのないようにします。(使わせていただいているという気持ちを忘れない)

### 第3章 児童の指導に関すること

#### 第38条（基本的な指導の手順）

- （1）問題行動が起きた場合の基本的な指導は、次の通りです。
  - 1 事実確認（5W1H）
  - 2 児童への指導をする。
  - 3 保護者へ事実経過と指導方針を伝える。
  - 4 経過観察。
- （2）問題の状況によっては、担任一人での対応によらず、複数の教職員で事実確認や指導を行います。

#### 第39条（遅刻・欠席についての指導）

- （1）遅刻が3日続いた場合
  - ① 保護者に知らせて改善を促します。
  - ② 理由が不明の遅刻が続く場合、保護者を学校にお呼びします。
- （2）欠席が3日続いた場合
  - ① 状況に応じて家庭訪問をします。
  - ② 理由が不明の欠席が続く場合、保護者を学校にお呼びします。

#### 第40条（不要物の指導）

- ① 個別指導を行い、学校で預かり、下校時に返します。
- ② 注意しても改善の兆しが見られないようであれば、保護者を学校にお呼びします。

#### 第41条（落書きの指導）

- ① 落書きした児童が特定できた場合は、落書きをした児童に落書きを消させ、保護者に事実経過と指導方針を伝えます。
- ② 落書きした児童が特定できない場合は、全校朝会と学級指導で再発防止のための指導をします。

#### 第42条（盗難・紛失の指導）

- ① 加害者が特定できた場合は、事実確認を行い再発防止のために指導をします。対象児童には反省文を書かせ、保護者と連携します。
- ② 加害者が特定できない場合は、盗難・紛失したものを捜すとともに、保護者に連絡し、全校朝会と学級指導で再発防止のための指導をします。

#### 第43条（窃盗・万引きの指導）

- ① 外部（店・警察）からの連絡によって分かった場合は、ただちに再発防止のための指導を行い、保護者と連携します。
- ② 児童や保護者からの情報提供があった場合は、事実確認を慎重に行い、情報提供者とは接触させずに、事実確認後対象児童を指導します。対象児童には反省文を書かせ、保護者と連携します。

#### 第44条（けんか・暴力行為の指導）

- ① 双方の事実を確認した後、指導をします。その際、一方的な指導ではなく、「なぜそうなったのか」「自分の悪い点はどこか」「どうすればよかった」などを振り返らせ、反省させます。
- ② 指導に従わない場合は、別室で特別な指導をします。指導後は、家庭連絡し、経過観察を行います。

#### 第45条（いじめの指導）

- （1）未然防止に向けた日常的な指導
  - ① いじめにつながるような事象（物を隠す、悪口など）に対しては、日ごろから毅然とした態度で全教職員が指導にあたります。
  - ② いじめは、命を奪いかねない人権に関わる重大な問題であることを、学活や道德などの時間を通

して、継続的に各学級で指導します。

(2) いじめの早期発見を図る

- ① 定期的にアンケートをとり、児童の日頃の言動などからも早期発見に努めます。
- ② 必要に応じて複数の児童に聞く、アンケートをとるなどして事実確認を行います。

(3) 被害児童に対して

- ① 被害児童と保護者がどのような解決を求めているか、思いを受け止めます。
- ② 必要に応じて、加害児童からの謝罪の場を設けます。
- ③ まわりの児童との人間関係に注意を払い、人間関係づくりを慎重に行い保護者とも連携します。
- ④ 教育相談などフォローの体制を継続します。

(4) 加害児童に対して

- ① 加害児童に対しては、事実確認を慎重に行い、加害者が軽く考えることのないように被害者の立場に立って毅然とした対応をします。
- ② 必要に応じて被害児童への謝罪の場を設けます。
- ③ 特に被害児童との関係や、次は加害児童が被害児童とならない等、注意深く経過観察を行い、保護者とも連携します。

#### 第46条 (不登校児童の指導)

(1) ケース会議を開き、児童の様子について交流し、今後の指導方針を決定します。

(2) 指導方針に沿って組織的に指導を行います。

(3) 学校外の関係機関とも積極的に連携をとります。

(4) 日常的な指導

- ① 平素より、お互いを認め合うことのできる学級づくり、安心して学べる学級づくりを行います。
- ② 不登校は、「社会的自立に向けた進路の問題」ととらえ、平素より児童の実態把握に努めます。

## 第4章 特別な指導に関すること

「社会で許されないことは、学校においても許されない。」ことであり、児童が起こした問題行動を反省させ、よりよい学校生活を送るために自己を振り返る機会をとらえて指導をします。

### (問題行動への特別な指導)

#### 第47条

次の問題行動を起こした児童には、教育上、必要と認められる場合は特別な指導を行います。

(1) 法令・法規に違反する行為

- ① 暴力・威圧・強要行為
- ② 建造物・器物破損
- ③ 窃盗・万引き
- ④ 交通違反
- ⑤ その他法令・法規に違反する行為

(2) 学校の規則等に違反する行為

- ① 暴力行為 (対教師, 児童間, 対人, 器物破損)
- ② いじめ
- ③ 登校後の無断外出・無断早退
- ④ 指導に従わない (指導無視, 暴言, 授業エスケープ, 授業妨害)

- ⑤ 服装・髪型が直らない。
- ⑥ その他、学校が教育上必要と判断した行為

(反省指導等)

第48条

反省指導等では、発達段階や常習性も配慮した指導を行います。

(1) 説諭による指導

- ・口頭による説諭指導

(2) 学校反省指導

- ① 別室による反省指導
- ② 授業観察による反省指導
- ③ 保護者来校による授業観察指導
- ④ その他、特別な指導による対応については保護者と協議を行います。
- ⑤ 別室指導中は、担任と他の教職員が役割分担を行って指導します。
- ⑥ 指導の内容については、必ず保護者に連絡し連携をとります。

(特別な指導を実施するにあたって)

段階	問題行動	指導場所	指導者	備考
第一	① 服装規定違反が繰り返される場合 ② 授業中の態度に問題がある場合 ③ 不要物を持ち込んだ場合 ④ 人としてのマナーに反する言動を行った場合 ⑤ 登下校や道路等におけるマナー違反 ⑥ いじめに関係している場合 ⑦ その他、教育上指導を必要とすると判断をした場合	会議室	生徒指導主事 担任等	本人への説諭、事実・反省・宣誓の文章の作成・相手等への謝罪、および保護者への連絡
第二	① 第一段階の指導で改善が見られない場合	校長室 会議室	校長または教頭 生徒指導主事 担任等	第一段階の指導をふまえた保護者の面談
第三	① 第二段階の指導で改善が見られない場合 ② 暴力行為（対教師・児童間・対人・器物破損） ③ 飲酒・喫煙及び準備行為（購入・所持） ④ いじめに加わっている（直接加害、はやし立て、指示）場合 ⑤ 指導無視、暴言 ⑥ 家出及び深夜及び夜間徘徊・外出 ⑦ 金品強要、不良集団への加入及び参加、不健全娯楽や不純異性交遊 ⑧ その他、法令・法規に違反する行為等、教育上指導を必要とすると判断した行為。	校長室 会議室	校長または教頭 生徒指導主事 担任等	第二段階までの指導をふまえた学校からの懲戒（校内での個別指導） 警察等関係機関との連携

反省指導の期間等の決定は、児童の発達段階等を総合的に判断し、校長が行う。